（別添）

ナラ枯れ被害材移動に係る通知書

年　　月　　日

（販売又は、譲渡する相手方の名称）　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（被害材利用者等の名称）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（℡　　　-　　　　-　　　　）

　この木材には、ナラ枯れ被害材が含まれていますので、ナラ枯れ被害材の利用に関するガイドラインに基づき、下記のとおり通知します。

記

１　処理期限　　　　年　　月　　日（カシノナガキクイムシの羽化期の前）

２　ナラ枯れの被害木が混入しています。適正な処理を行なわないと材を保管している地域でナラ枯れ被害が拡大するおそれがあります。このため処理期限まで焼却、製炭、破砕（厚さ 10mm以下）のいずれか処理を行なってください。また、処理を行う前に被害材をナラ枯れ未被害地域に移動しないでください。

３　処理をせずに被害材を譲渡する場合は、本書及びナラ枯れ被害材の利用に関するガイドラインの写しを譲渡先に交付してください。

（参考）

「ナラ枯れ」：体長５mm程のカシノナガキクイムシがナラ類の樹幹に集団で穿孔し、被害を受けたナラ類は、幹に無数の孔が開き、そこから雪のように木屑が吹き出し、８月中旬から９月にかけて枯死します。翌年以降も、カシノナガキクイムシは６月中旬から８月上旬までに羽化し、成虫になって新しい木を加害します。